

○学校法人芝浦工業大学評価規程に関する法人運営外部評価委員会規程

平成22年3月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人芝浦工業大学評価規程(以下「評価規程」という。)の第7条第3項に基づき、本法人における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、健全な法人運営の一層の向上を図るため、学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させることを目的として、法人運営外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 総務担当理事
- (2) 財務担当理事
- (3) 事務局長
- (4) 理事長の推薦する学外有識者 2名程度

(委員長)

第3条 委員長は、第2条第1号に規定する委員をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 第2条第1号から第3号の委員の任期は、役職在任中とする。

2 第2条第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、経営点検・評価分科会が行う自己点検・評価活動に関する評価を行う。

2 委員会は、前項の評価の結果を経営点検・評価分科会に報告する。

(運営方法)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員3名以上の要求があったとき委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会は、審議のため必要があるときは、関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、企画室及び経営戦略室が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学校法人芝浦工業大学評価委員会の議を経て理事会において行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。